

## 総合事業サービスワーキンググループについて

### 平成 29 年度 第 1 回 総合事業サービスワーキンググループにおけるご意見

9 月 20 日に開催した「総合事業サービスワーキンググループ」において、委員の皆様よりいただいた主な意見は以下の通り。

#### ○介護予防通所サービス

##### サービス内容に応じた利用者負担について

- ・多方面から検討が必要だが、現場で聞く声としては、デイサービスを利用するときに、月に 1 回利用しても 4 回利用しても利用者負担が同じなので、経済的にひっ迫している方の中には、1 回あたりの料金を希望している方もいる。
- ・料金に関しては、確かに入浴や送迎を提供してもしなくても同じという面があり、見直す必要も一定あると思うが、たとえ入浴や送迎がない方がいたとしても、それに合わせて切り分けた運営をできるわけではない。要介護の人まで一体的に受けているので、一部の総合事業利用者だけに体制を変えるのは難しい。
- ・これ以上の報酬の減算等があると存続が難しい事業者も相当数いると現場から聞いている。サービスの質と量に合わせた見直しができると思う。
- ・利用者負担とサービス内容の整合性をとる必要性はあると思うが、利用者・事業者それぞれの立場からは相いれない部分もある。もっと広い視点から 15～20 年後の神戸市全体の要介護状態を下げていくことを考えると、アセスメントの中で必要なサービス量の見極めを重視すべきだと思う。
- ・週あたりの利用回数に応じて報酬が決まるというのは、現状に近い形でいいのではないか。
- ・自立支援の視点と、利用者の負担感を軽減するため包括報酬の見直しが必要かと思う。

#### ○生活支援訪問サービス

##### ①従事者養成研修の修了者をいかに雇用につなげるかについて

- ・事業所は研修の修了者がどこにいるか分かっていない状態だと思う。
  - ・このサービスの求人がハローワークに合うか少し疑問がある。もう少し身近なところで需要と供給のマッチングのようなことができないか。
  - ・ハローワークへの登録と合わせて、『修了者バンク』のような形で研修を受けたら修了者名簿に登録され、事業所からアプローチして雇用されるような仕組みは考えられないか。
- （事務局）就労のあっせんは神戸市としてはできないので、ハローワークへの登録を促す等、あっせんに至らない範囲で何ができるかだと思う。

##### ②訪問型サービスの対象者について

- ・29 年 4 月からアセスメントシートの見直しがあり、情報収集だけでなく分析もしっかりできるよう変わった。家事援助で足りるのか、専門性が必要なかを見極めるようになっている。

このようなアセスメントを経てその方に必要なサービスを利用するというのが本来であるが、現在は生活支援訪問サービスの事業所が地域に少なく担い手も不足しているため、地域に事業所がない場合に介護予防訪問サービスを利用していただくという例外的な取扱いもやむを得ないかと思う。

## ○住民主体訪問サービス

### サービス提供及び利用の拡大について

- ・2号サービス（介護保険制度の訪問介護では提供できないサービス）のみを提供した場合は、補助金の対象となる件数としてカウントできないという制約があり、柔軟なサービス提供が難しい。また、料金面で利用者にとってのメリットがないため、あんしんすこやかセンターの立場からも、紹介しづらいのではないかと。
  - ・何をどのように提供するか調整するコーディネーターは絶対に必要であり、通常は利用料の中からわずかに事務経費としてとっているが、この補助金はコーディネーター経費にあてることができるものになっている。ただ、これまでサービスを実施している NPO 法人等は、介護保険で提供できない部分を主眼に置いて活動されているので、補助の要件とマッチしにくいのかと思う。
  - ・2号サービスのみでも補助の対象にするなど、柔軟な対応はできないか。
- （事務局）総合事業の事業費の財源に国費・県費・市費や保険料が入っているので、国の要綱に基づいて一定の要件がある。

## ○地域拠点型一般介護予防事業

### 事業者の確保（全小学校区での実施）について

- ・委託料については、利用者数の幅の中では定額となっているが、もう少し、より実態に応じた対応をしてほしい。
- ・場所の確保については、学校の空き教室や空き家など地域資源の洗い出しが必要かもしれない。
- ・人材確保の観点からは、市が今年度から始めた「生活支援・介護予防サポーター養成研修」のグループリーダー研修を受けた方で、空白地域に住んでいる方にアプローチしていくことも考えられる。また、地域団体や社会福祉法人も地域貢献として協力してもらうことも必要ではないか。
- ・空白地域の高齢化率や人口動態を分析することで、今後より需要が見込まれる地域が分かるようになるなど、何か糸口が掴めるかもしれない。
- ・介護予防に力を入れているのは良いと思われる。世代間交流なども積極的に行っていったらどうか。

神戸市市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会  
ワーキンググループについて

1. 目的

平成 29 年 4 月より開始した総合事業について、サービスの実施状況を検証し、今後の改善や見直し等を検討するため、「総合事業サービスワーキンググループ」を開催する。

2. 検証内容

- (1) 訪問型サービスについて
- (2) 通所型サービスについて
- (3) 一般介護予防事業について

3. スケジュール (予定)

時期	会議等	備考
平成 29 年 8 月 9 日	企画・調査部会①	ワーキング設置要綱の改正
8 月 25 日	専門分科会①	ワーキング設置報告
9 月 20 日	ワーキング①	総合事業の実施状況と課題の整理、 課題に対する意見交換等
9～10 月	企画・調査部会②	ワーキング①の報告
10 月	ワーキング②	今後の方向性等に対する意見交換
11 月	ワーキング③	今後の方向性等のまとめ
11 月	企画・調査部会③	ワーキング②、③の報告
12 月	専門分科会②	〃
1 月	企画・調査部会④	
2 月	専門分科会③	

4. ワーキンググループ委員名簿

別紙参照

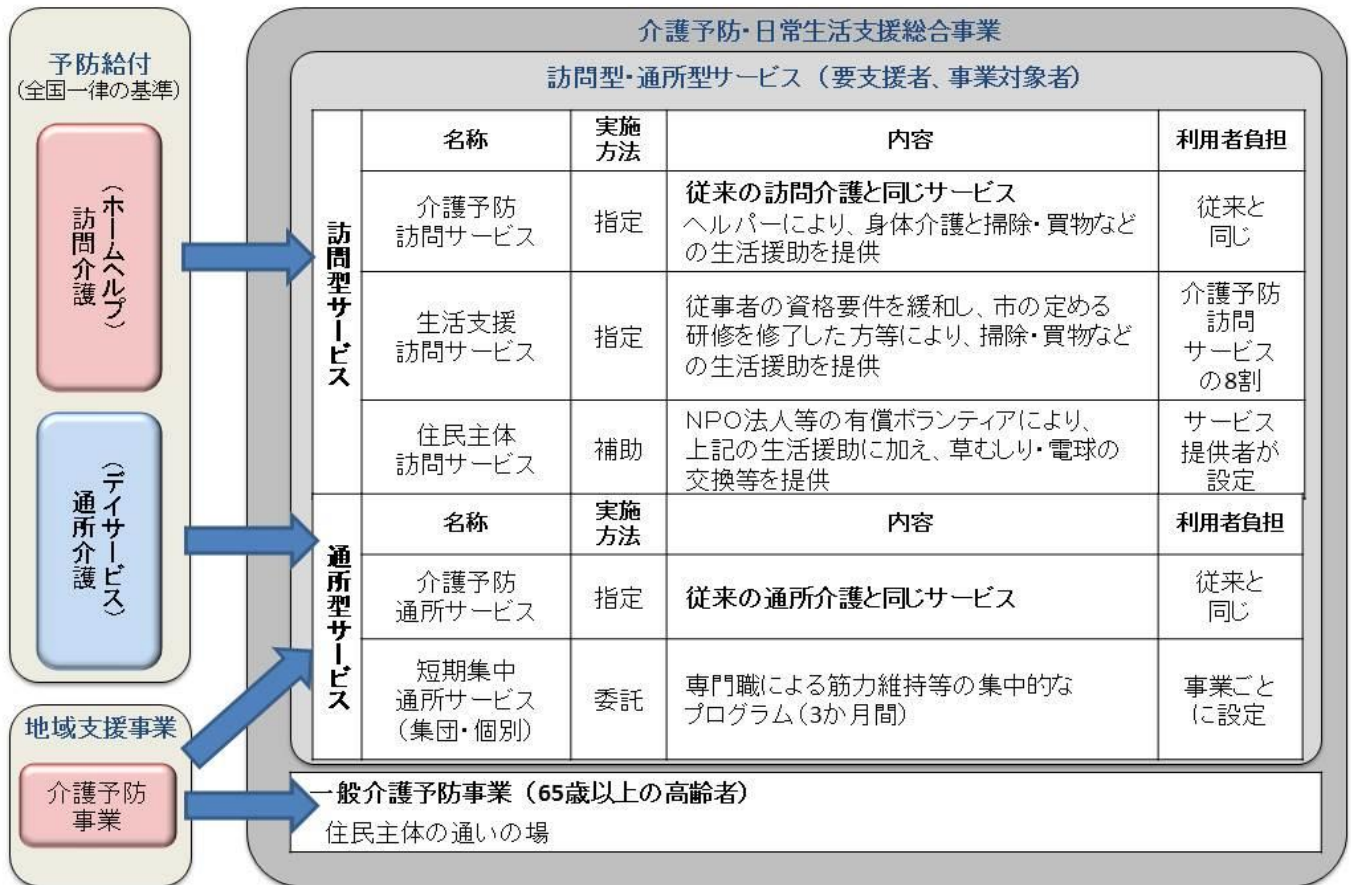
神戸市 市民福祉調査委員会 介護保険専門分科会 企画・調査部会

総合事業サービスワーキンググループ委員名簿 (敬称略、五十音順)

明石 隆行	種智院大学人文学部社会福祉学科教授
大浦 由紀	神戸市シルバーサービス事業者連絡会理事
神谷 良子	一般社団法人神戸市ケアマネジャー連絡会相談役
松川 芳司	社会福祉法人神戸市社会福祉協議会福祉部長
南 俊郎	一般社団法人神戸市老人福祉施設連盟副理事長
村山 メイ子	認定特定非営利活動法人東灘地域助け合いネットワーク理事長
吉田 宜子	生活協同組合コープこうべ 地域活動推進部組織運営推進担当係長

計7名

## 総合事業の実施状況



### (1) 訪問型・通所型サービス(対象: 要支援者、事業対象者)

#### ① 生活支援訪問サービス

- ・9/1 指定の市内事業所数は 239 で、従来の介護予防訪問介護の事業所数(581)の 41%。
- ・6月の利用者数は約 60 名(請求誤り等により今後変動する可能性あり)。
- ・従事者養成研修を 3月に実施し、修了者は 156 名。今年度は計4回開催(各 150 名募集。第1回 28 名修了)。

#### ② 住民主体訪問サービス

- ・3/14 より補助申請の受付を開始しており、9月 20 日現在、実施団体は3団体である。
- ・5～8月の利用件数はなし。

#### ③ 短期集中通所サービス

- ・各区1ヶ所程度、3ヶ月の期間で短期集中的に訓練(ストレッチ体操、足踏み運動等)。
- ・7月より開始。

### (2) 一般介護予防事業(対象: 65 歳以上の高齢者)

#### ① 「地域拠点型」一般介護予防事業

- ・地域福祉センター等で週1回5時間程度、体操やレクリエーション、給食、専門職による介護予防講座(6月開始)等、地域ごとに様々なメニューを提供。
- ・4月より実施、8月末現在 79 地域(98ヶ所)で実施。

#### ② 「居場所づくり型」一般介護予防事業

- ・原則月2回以上、通年開催などの要件を満たす通いの場を運営する団体に対して、場所代などの運営費の一部を補助(各区約 20ヶ所)。
- ・9月までに 18ヶ所を決定。(12月まで毎月交付決定)

総合事業の従来の通所介護に相当するサービスに関する、政令指定市 20 市の状況

○単価設定

従来と同様、介護度別の月額料金としている・・・・・・・・・・8市（神戸市）

①週あたりの利用回数に応じた月額料金としている・・・・・・・・・・8市

②1回あたりの料金としている・・・・・・・・・・4市

○入浴

入浴を利用しなくても料金は同じ・・・・・・・・・・18市（神戸市）

③入浴の利用がない場合の料金設定がある・・・・・・・・・・2市

○送迎

送迎を利用しなくても料金は同じ・・・・・・・・・・19市（神戸市）

④送迎の利用がない場合の料金設定がある・・・・・・・・・・1市

○サービス利用時間

サービスの利用時間にかかわらず、料金は同じ・・・・・・・・・・17市（神戸市）

⑤短時間利用した場合の料金設定がある・・・・・・・・・・3市

○その他

基準緩和型サービス（通所型A）を実施していない・・・・・・・・・・4市（神戸市）

⑥基準緩和型サービス（通所型A）を実施している・・・・・・・・・・16市

※①～⑥を複数組み合わせる市も多い

## 要支援者等ニーズ調査

### 1 調査目的

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けての  
基礎データとするため

### 2 調査先

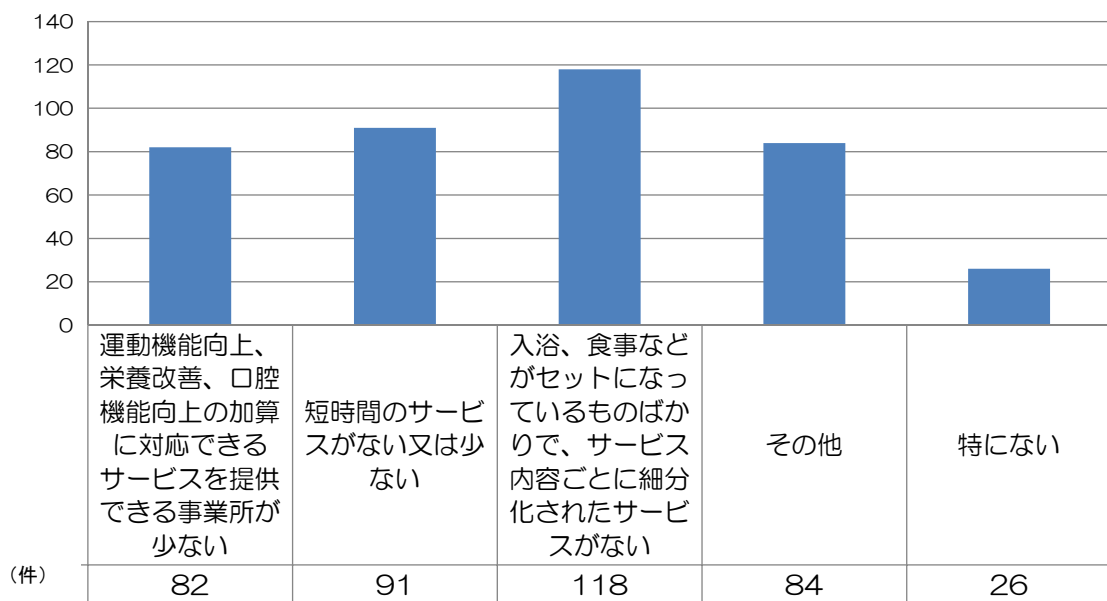
神戸市あんしんすこやかセンター(75箇所)

### 3 調査時期

平成26年8月

### 介護予防通所介護

・要支援者の自立支援をより効果的に図る上で、現在の通所介護について  
課題と考えられるもの n=237 (複数回答)



⇒内容、時間ともに細分化されたサービスがない、少ないことが  
課題としてあげられている

## その他意見（抜粋）

### ●料金体系

現在は月額のため、利用回数が少ない場合は金額負担が大きいように思われる。  
現行の報酬内容では、サービス内容の差が大きく、各々の内容に応じた金額とは考えにくい。  
サービス提供内容に応じた報酬の検討が必要。

半日デイと1日デイの利用料設定が同一で不公平を感じている人もいる。  
包括報酬に対する不満のある人もいる。（休んでも一緒）

### ●自立支援

送迎時の事故の心配から送迎車で必ず通うため歩く練習にならない。

自立に向けて、通所→地域と出口を地域に向けた取り組みは弱い。

通所介護に関わらず、利用者、家族、一般市民に対して、  
自立支援を推進しようとしている理由の説明が不足している。

### ●ニーズへの対応

軽度者から重度者まで同じプログラムの場合が多く、  
個別ニーズや課題に対応できていない。

要支援の人に特化したデイサービスがあまりない。

専門職による個別でのリハビリが少ない。

運動器機能向上以外で目的に特化したデイがない。

本人の個別性を第一に対応していける取り組みが必要。



## 介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けた調査

### 1 調査目的

介護予防・日常生活支援総合事業の実施に向けての基礎データとするため

### 2 調査先

神戸市あんしんすこやかセンター(76箇所)

### 3 調査対象

平成28年5月サービス利用分

### 4 調査時期

平成28年7月

### 5 調査結果(抜粋)

介護予防通所介護について、

①週あたりの利用回数

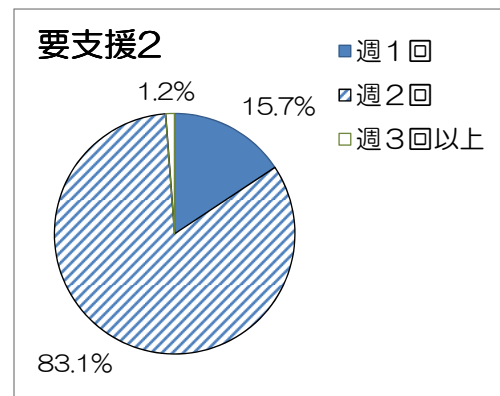
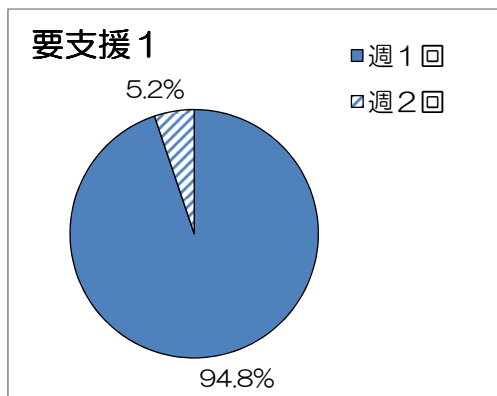
②入浴の利用の有無

③送迎の利用の有無

④1回あたりの利用時間

## ①週あたりの利用回数

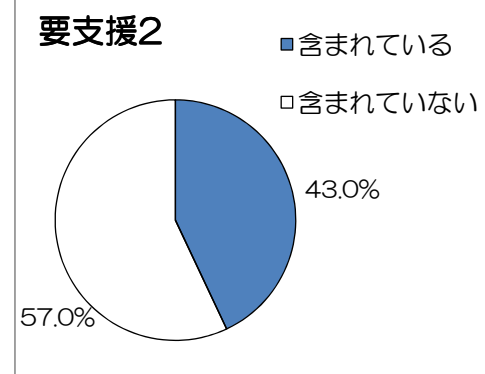
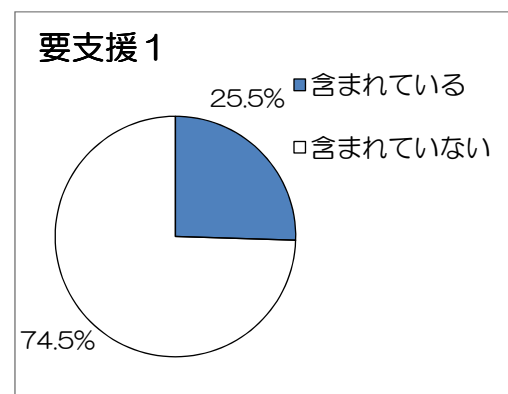
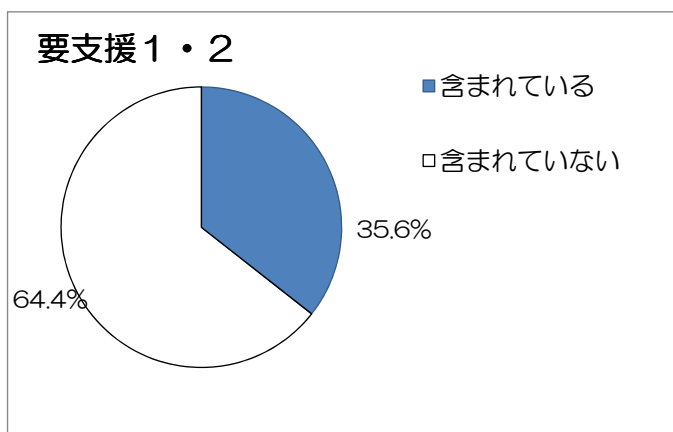
## 介護予防通所介護



⇒要支援2でも、15.7%が週1回利用

## ②入浴の利用の有無

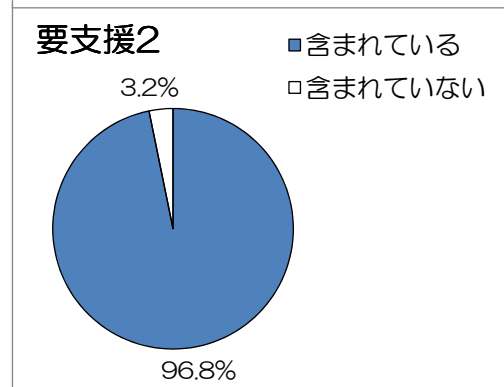
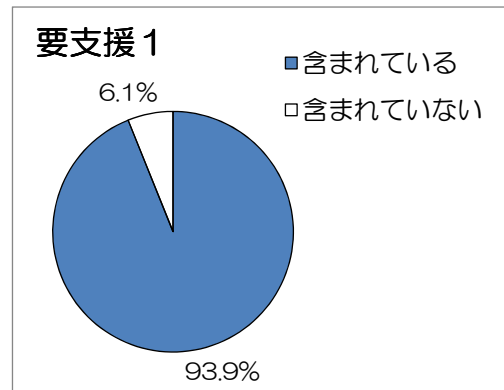
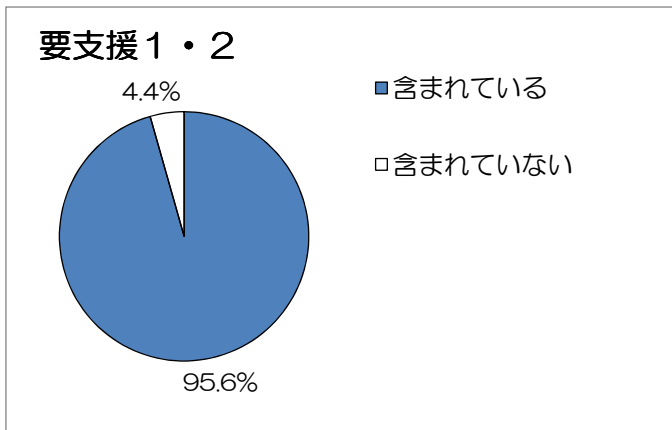
## 介護予防通所介護



⇒要支援1では74.5%、  
要支援2では57.0%が  
入浴を利用していない

### ③送迎の利用の有無

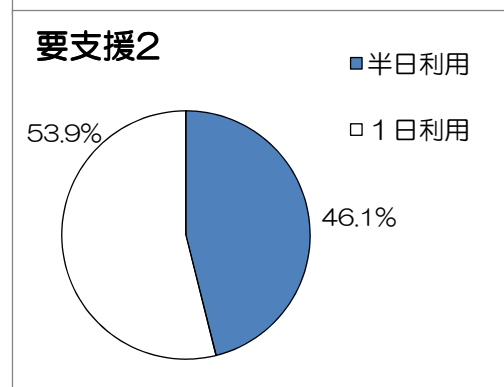
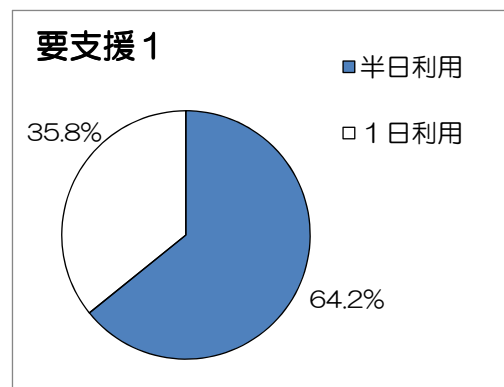
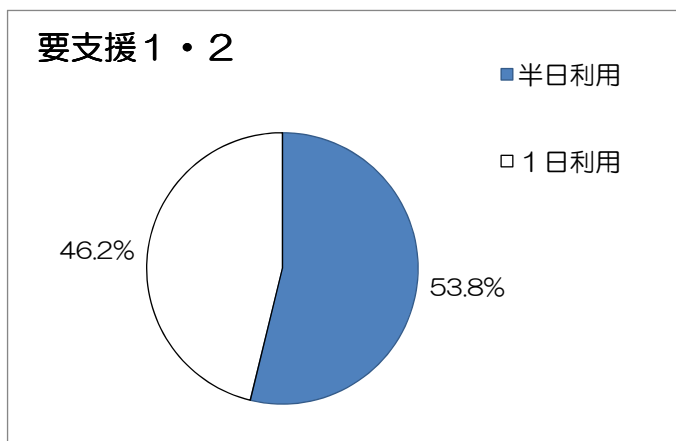
### 介護予防通所介護



⇒要支援1では6.1%、  
要支援2では3.2%が  
送迎を利用していない

### ④1回あたりの利用時間

### 介護予防通所介護



⇒要支援1では64.2%、  
要支援2では46.1%が  
半日しか利用していない

※実際の提供時間は調査できていない

# 生活支援訪問サービス従事者養成研修 受講者アンケート

## 1 調査目的

どういった方が受講しているか、及び研修受講後の動向を把握するため。

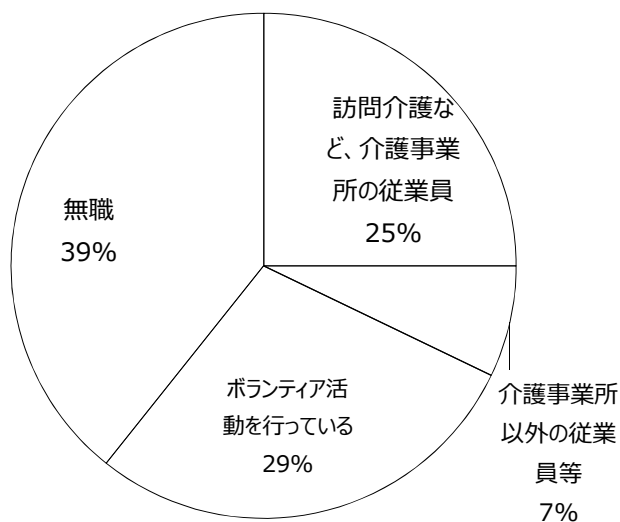
## 2 研修実施日程

平成29年7月21,22日

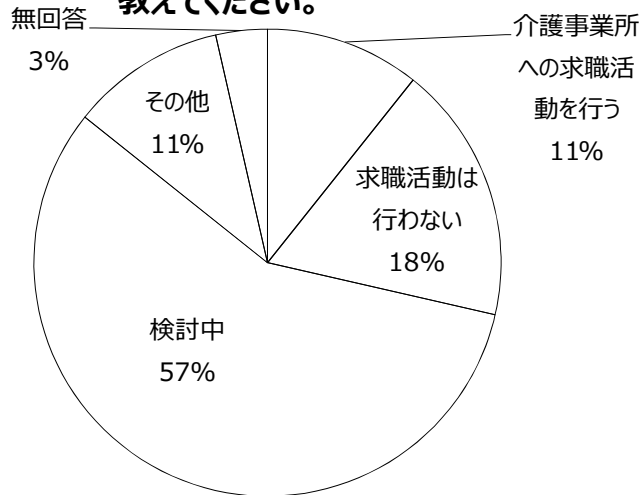
## 3 修了者

28名

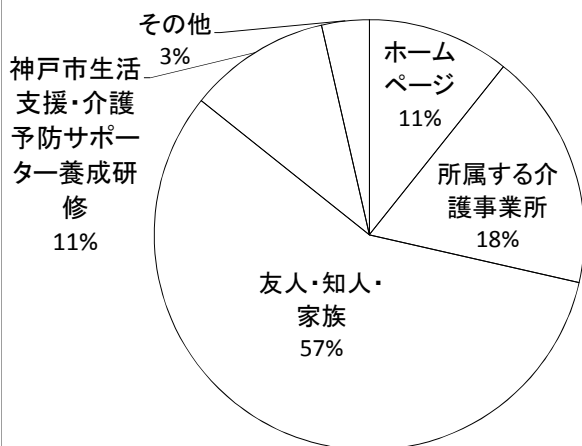
### Q1.現在の所属を教えてください



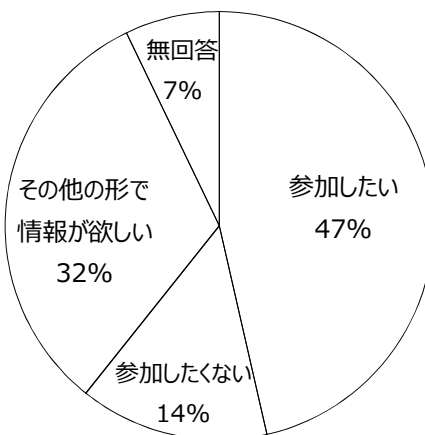
### Q2.今回の研修を受講した後のご予定を教えてください。



### Q3.今回の研修を何から知りましたか。



### Q4.今後、スタッフ募集中の事業所による説明会があれば、参加したいですか。



# 生活支援訪問サービス事業所アンケート

## 1 調査目的

生活支援訪問サービスについて、現状の把握と今後の参考とするため

## 2 調査先

生活支援訪問サービス指定事業所(246事業所)

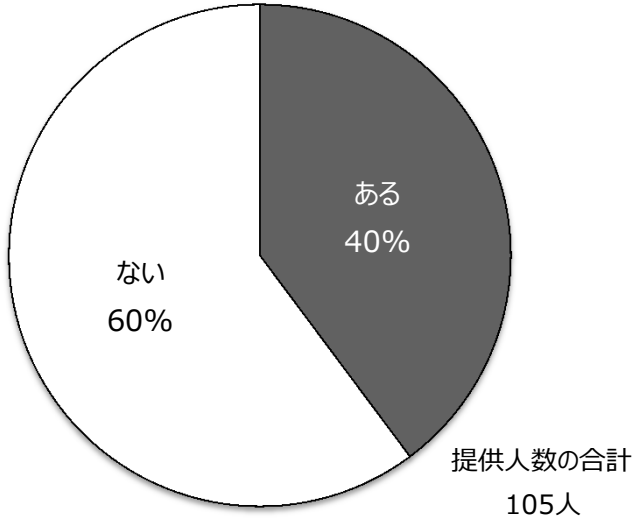
## 3 調査時期

平成29年8月

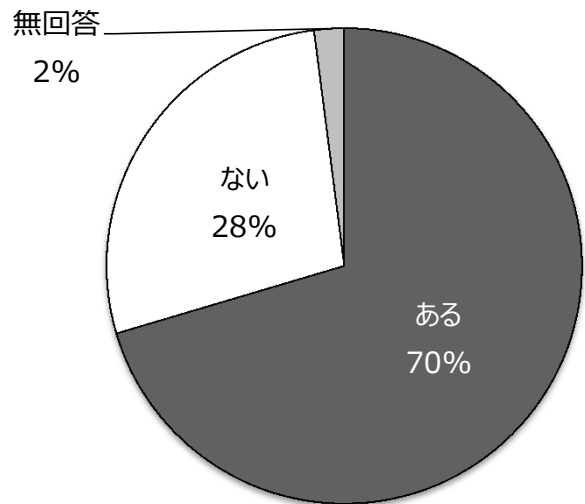
## 4 回答数、回答率

98事業所、39.8%

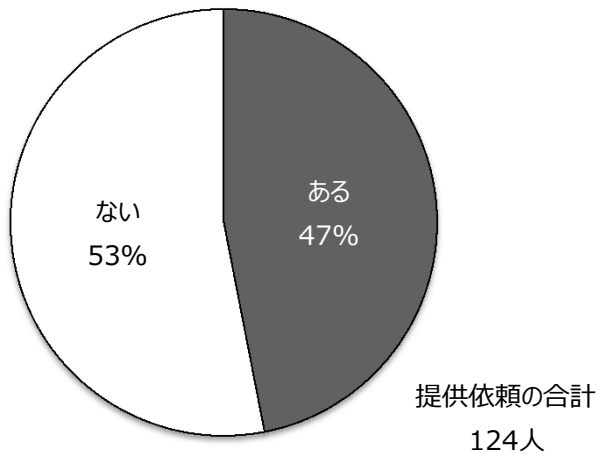
**問1** これまでに生活支援訪問サービスを提供した実績はありますか。 N=98



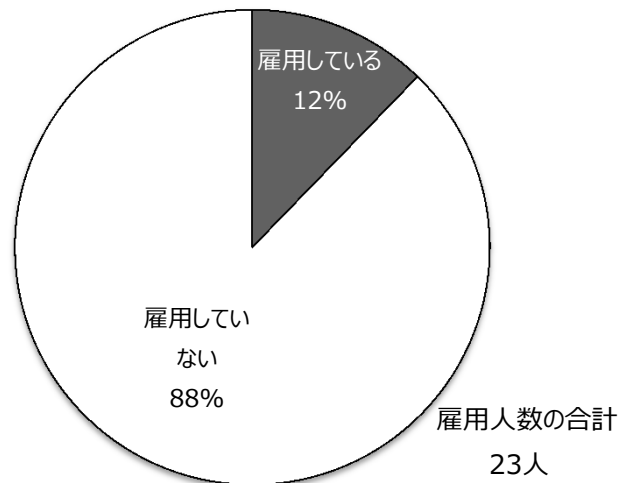
**問4** 貴事業所として、研修修了者を従事者として雇用する意思はありますか。 N=98



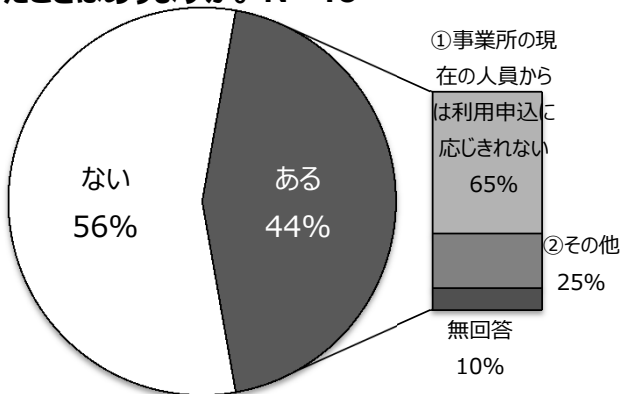
**問2** これまでにあんしんすこやかセンターから生活支援訪問サービスの提供依頼を受けたことはありますか。 N=98



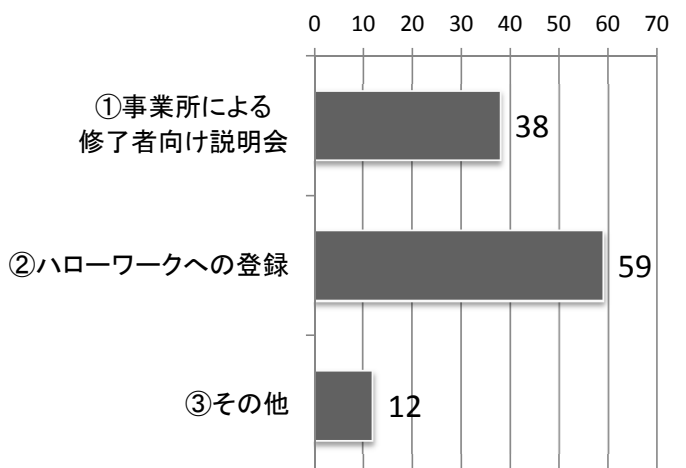
**問5** 貴事業所で研修の修了者を雇用していますか。 N=98



**問3** ※問2で、提供依頼を受けたことがある場合  
これまでに、あんしんすこやかセンターから依頼を受けたものの、サービス提供に至らなかったことはありますか。 N=46



**問6** 事業所と研修の修了者のマッチングのために、どのようなことが効果的だと思いますか。複数回答可 N=98



## 「生活支援訪問サービス事業所アンケート」結果

問7 生活支援訪問サービスが定着する（利用が拡大する）ためには、どのようなことが効果的だと思いますか。その他ご自由にお書きください。（主なものを抜粋）

- 利用拡大のためには従事者が増えることが必要。
- 研修募集の際に、必ず仕事につく事と、ハローワークの登録を義務づけ、もっと知ってもらう為の宣伝を行う。
- 研修受講者のイメージがまだわかりにくく、新たな担い手への期待もあるが不安もある。利用拡大のためには研修受講者の「安心」なイメージアップが必要だと思う。
- 研修受講者のハローワークへの登録は、ぜひ押し進めてほしい。利用者が必要な時にサービスを利用できるよう、人手を確保したい。
- あんしんすこやかセンター職員が、圏域で生活支援訪問サービスを提供している事業所を知っていなければ紹介できないと思う。
- 要支援者へのサービス内容の周知が必要だと思う。
- 「地域に生活支援訪問サービスの事業所がなければ介護予防訪問サービスを利用することができる」という取扱いをなくす。生活支援訪問サービスの対象者が増えるとなれば、事業所も参入するが、介護予防訪問サービスも利用可能としていると、報酬が2割低いサービスには、なかなか参入しないと思う。
- ヘルパー不足の現状で、報酬を8割にしたサービスを十分に提供できるとは思えない。従来から所属している有資格者のヘルパーに依頼する他ないが、給料は下げられないのが現状である。
- 生活支援訪問サービスを行う事業所が増え、研修修了者の人数を増やすことが必要。
- 生活面において、出来ない部分を支援できる事は良い事だと思うが、支援の時間や何でも対応出来る制度ではないことを利用者、支援者両方に周知することが大切だと思う。



週数日、空いた  
時間を活用したい！

という方……

介護の仕事に  
関心がある！



## 神戸市 生活支援訪問サービス 従事者養成研修

を受講してみませんか？

### ◎生活支援訪問サービスとは

本研修の受講者等が神戸市の介護事業所の従事者として、軽度の介護認定を受けた高齢者（要支援1・2、事業対象者）の自宅を訪問し、掃除・買い物などの生活援助を提供するサービスです。

- 対象者** 神戸市の介護事業所において「生活支援訪問サービス」での従事を希望する方  
**定員** 各回150名（応募多数の場合は抽選）  
**内容** 2日間（第3回は4日間）合計約12時間  
 ○訪問型サービスの職務の理解      ○本人や家族とのコミュニケーションと接遇の基本  
 ○介護保険制度等の理解              ○自立した日常生活にむけた生活支援の実践にむけて  
 ○高齢者等の尊厳の保持              ○高齢者のからだ（老化や疾病）と介護予防

### 開催日程、会場、募集期間

受講料  
無料

	開催日程	研修会場	募集期間
第1回 (実施済)	7月20日(木曜)～21日(金曜) 9:15～17:15	こうべ市民福祉交流センター 神戸市中央区磯上通3丁目1-32	6月1日(木曜)～7月6日(木曜)
第2回	9月21日(木曜)～22日(金曜) 9:30～17:30	学園都市 大学共同利用施設 UNITY (ユニティ) 神戸市西区学園西町1丁目1-1 ユニバープラザ2F	8月7日(月曜)～9月7日(木曜)
第3回	12月12日(火曜)～15日(金曜) 13:30～16:30	こうべ市民福祉交流センター	10月27日(金曜)～11月27日(月曜)
第4回	3月14日(水曜)～15日(木曜) 9:15～17:15	こうべ市民福祉交流センター	1月29日(月曜)～2月28日(水曜)

#### 【申込】

裏面の申込書に必要事項を記入の上、FAX又は郵送でお申込みください。

#### 【問い合わせ】

神戸市 保健福祉局 介護保険課 高齢在宅支援係  
TEL 078-322-6929





### 【注意事項】

○本研修の全日程を修了された方には、これを証するものとして修了証を交付いたします。

修了証は、生活支援訪問サービスに従事する際に必須となるものです。

○すべての科目に出席できることを申込の前提としています。欠席・遅刻・早退があった場合は、修了証の交付はできません。

○実際に生活支援訪問サービスの従事者として業務を行うには、修了証の交付のほか、サービスを行う事業所に雇用されることが必要となります。なお、神戸市では、修了者に対する就業のあっせんは行えませんのでご了承ください。

以上のことをご理解いただいた上で、申込みいただくようよろしくお願いいたします。

## 平成29年度 神戸市生活支援訪問サービス 従事者養成研修 受講申込書 第2回 9月21日(木)～9月22日(金) 開催分

申込用紙送付先（FAX又は郵送）  
**FAX 078-322-6047**

又は 〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5-1  
神戸市 保健福祉局 介護保険課 高齢在宅支援係 まで郵送

氏名	ふりがな
生年月日	昭和・平成 年 月 日
性別	男 ・ 女
住所	〒 —
電話番号	
修了後の意向 (いずれかにチェック を入れてください)	<input type="checkbox"/> 生活支援訪問サービスの事業所で働くことを希望する。 <input type="checkbox"/> 将来的に、生活支援訪問サービスの事業所で働くことを考えている。 <input type="checkbox"/> 神戸市住民主体訪問サービスの責任者の資格を得るために受講を希望する。

※ すでに訪問介護員の資格を有する方（介護福祉士、介護職員初任者研修等修了者）、旧訪問介護員3級課程修了者、家政士資格保持者は、「生活支援訪問サービス」に従事することが可能なため、この研修を受ける必要はありません。

※ ご記入いただいた個人情報は、神戸市及び本研修の運営者が連携して、本研修の案内・実施・修了証作成・修了者への連絡のために使用し、その他の目的には使用しません。

## 訪問型サービスの対象者

サービス 種別	介護予防訪問サービス	生活支援訪問サービス	住民主体訪問サービス
対象者	<p>原則要支援者で、下記要件のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●既にサービスを利用している方で、利用の継続が必要なケース</li> <li>●認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上の方、もしくは、障害高齢者の日常生活自立度A以上の方で、訪問介護員によるサービスが必要なケース（※）</li> </ul>	<p>要支援者 事業対象者</p>	<p>要支援者 事業対象者</p>

(※)

- 新規の利用者で、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上もしくは障害高齢者の日常生活自立度A以上に該当しない場合でも、日常生活の過ごし方や、心身の状態像、家族の支援の状況、ご本人やご家族の希望などを十分に把握し、介護予防訪問サービスが必要と判断された場合は、介護予防訪問サービスの利用が可能。
- 生活支援訪問サービスの対象者であっても、地域においてサービス提供事業者が確保できない場合は、当分の間、介護予防訪問サービスをご利用いただくことが可能。

## 住民主体訪問サービス

事業主体	NPO法人もしくは任意団体													
対象者	要支援者、事業対象者													
サービス内容	生活支援サービス(注1)													
提供頻度	利用者との相談により設定													
実施方法	補助により実施 事業者に直接支払													
主な基準	<p>一 神戸市内の NPO 法人もしくは任意団体であること。</p> <p>二 実施団体において、ボランティアによる生活援助を提供した実績が 1 年以上あること。又は、本項第五号の責任者に、ホームヘルプサービスやボランティアによる生活援助を提供した実績が 1 年以上あること。</p> <p>三 宗教活動、政治活動を主たる目的とする団体、暴力団もしくはその統制下の団体でないこと。</p> <p>四 以下の内容を含む団体の会則又は活動規約等を定めていること。</p> <p>(1)団体の活動目的と事業内容、(2)衛生管理対策、(3)個人情報保護対策、(4)事故発生時の対応</p> <p>五 以下の条件を満たす責任者を置くこと。</p> <p>(1) 有資格者（介護福祉士、初任者研修等修了者）又は、別途神戸市が実施する生活支援訪問サービス従事者養成研修修了者、旧訪問介護員 3 級課程修了者、家政士資格保持者であること。</p> <p>(2) 同一団体の他の事業と兼務可。また、次号のコーディネーターと兼務可。</p> <p>六 コーディネーターを必要数（1 名以上）配置し、週 5 日以上、10 時から 16 時の間は、あんしんすこやかセンター等及び利用者からの連絡に対応すること。同一団体の他の事業と兼務可。市内に活動拠点（事務所等）を複数有する場合は、拠点ごとに 1 名以上配置すること。</p> <p>七 実施団体に登録された従事者(生活支援サービスを提供する者)が、以下の基準を満たすこと。従事者が 80 名以上いる場合は 4 区以上で提供可能とする。従事者は、有償ボランティアであること。ただし、本人の希望に応じて無償ボランティアでも可とする。他の事業と兼務可。</p> <p>イ サービス提供地域が 1 区内である場合は 20 名以上であること。</p> <p>ロ サービス提供地域が 2 区以上にまたがる場合は、以下のいずれか小さい数以上であること。</p> <p>(1) サービスを提供する区の数×20 名</p> <p>(2) 20 名以上かつサービスを提供する日常生活圏域の数×3 名以上(ただし 1 区あたり最大 20 名)</p> <p>八 概ね、あんしんすこやかセンターの日常生活圏域（中学校区程度）以上の区域を活動範囲とすること。</p>													
補助対象経費及び補助額	<p>サービスの利用調整を行うコーディネート経費</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">年間利用件数（延べ）</th> <th style="width: 50%;">補助額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 件～49 件</td> <td>1 件につき 500 円</td> </tr> <tr> <td>50 件～99 件</td> <td>25,000 円</td> </tr> <tr> <td>100 件～149 件</td> <td>50,000 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">以降、同様に 50 件ごとに 25,000 円</td> </tr> <tr> <td>5,000 件以上</td> <td>2,500,000 円（上限）</td> </tr> </tbody> </table> <p>初年度加算 事業実施初年度で、利用件数が 50 件以上の団体に対して、10 万円。 ※ただし、実支出額の範囲内</p>		年間利用件数（延べ）	補助額	1 件～49 件	1 件につき 500 円	50 件～99 件	25,000 円	100 件～149 件	50,000 円	以降、同様に 50 件ごとに 25,000 円		5,000 件以上	2,500,000 円（上限）
年間利用件数（延べ）	補助額													
1 件～49 件	1 件につき 500 円													
50 件～99 件	25,000 円													
100 件～149 件	50,000 円													
以降、同様に 50 件ごとに 25,000 円														
5,000 件以上	2,500,000 円（上限）													
利用者負担	実施主体により設定													

(注1) 【生活支援サービスの内容】

要支援者又は事業対象者に対し、原則1号サービスを提供するものとする。また、1号サービスの提供に合わせて2号サービスの提供も可能とする。ただし、補助金の対象となる利用件数に算定できるのは、1号サービスを提供した場合とする。

(1) 1号サービス

介護保険制度の「訪問介護」で提供する「生活援助」に相当するサービス

〈サービスの種類〉

- ア 掃除：居室内やトイレ、卓上等の清掃／ゴミ出し／準備・後片づけ
- イ 洗濯：洗濯機または手洗いによる洗濯／洗濯物の乾燥（物干し）／洗濯物の取り入れと収納／アイロンがけ
- ウ ベッドメイク：利用者不在のベッドでのシーツ交換、布団カバーの交換等
- エ 衣類の整理・被服の補修：衣類の整理（夏・冬物等の入れ替え等）／被服の補修（ボタン付け、破れの補修等）
- オ 一般的な調理、配下膳：配膳、後片づけのみ／一般的な調理
- カ 買い物・薬の受け取り：日用品等の買い物（内容の確認、品物・釣り銭の確認を含む）／薬の受け取り

(2) 2号サービス

介護保険制度の「訪問介護」では提供しないが、高齢者の生活支援のために提供することが適当なサービス

〈サービスの種類〉

- ア 草むしり
  - イ 花木の水やり
  - ウ 犬の散歩等ペットの世話
  - エ 家具・電気器具等の移動、修繕、模様替え
  - オ 大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
  - カ 室内外家屋の修理、ペンキ塗り
  - キ 植木の剪定等の園芸
  - ク 正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理
  - ケ 話し相手
  - コ 外出付添
  - サ その他
- ※ 通院等乗降介助は対象外
- ※ サービスの提供に当たって危険を伴わないものに限る

・住民主体訪問サービス事業を提供している団体、提供地域（H29年9月20日現在）

サービス提供団体	提供地域 (あんしんすこやかセンター圏域)	サービス提供期間
特定非営利活動法人 リーフグリーン	長田区全域、 須磨区の一部(東須磨・たかとり・西須磨)	H29.5.8～
特定非営利活動法人 福祉ネットワーク西須磨だんらん	須磨区の一部 (西須磨・離宮(一部)・たかとり(一部))	H29.8.1～
コープくらしの助け合いの会	東灘区・灘区・北区・長田区の全域、 須磨区の一部(白川・名谷・妙法寺・名谷南)	H29.9.15～

## 一般介護予防事業

- 一般介護予防事業は、高齢者を年齢や心身の状況等によって分け隔てることなく、住民主体の通いの場を充実させ、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。
- 要介護状態になっても生きがい・役割をもって生活できる地域を構築することにより、要介護状態等となることの予防など介護予防を推進することを目的とする。

	自主活動型	居場所づくり型	地域拠点型
頻度	月1回程度	原則月2回以上の 通年開催、2時間以上	週1回、5時間程度
事業主体	住民主体のグループ	NPO法人又は任意団体	NPO法人等
対象者	すべての高齢者		
実施内容	通いの場(サロン、カフェ、体操サークルなど)		市が設定した 介護予防の取組等
支援内容	あんしんすこやかセンター にて紹介	補助	委託 専門職を派遣

あんしんすこやかセンター、社会福祉協議会、区、市が  
一体となり、住民主体の取り組みの立ち上げ、運営支援を行う

## 地域拠点型一般介護予防事業 (旧：生きがい対応型デイサービス)

### 内容

神戸市独自のデイサービス  
小学校区に1か所を目指し、地域福祉センター等で、  
週1回、1日5時間程度開催  
平成29年から、介護予防強化メニューを実施

日常動作  
訓練

趣味  
活動

給食



介護予防  
強化メニュー

### 創設経緯

平成12年の介護保険開始と同時に地域福祉活動のため創出

平成12年～「介護予防・地域支え合い事業」(国庫補助事業)

平成18年～「介護予防事業」(介護保険 地域支援事業)

平成29年～「一般介護予防事業」(介護保険 地域支援事業)

### 対象者

65歳以上の介護予防の取組みが必要な高齢者を対象

## 目的

この事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるために、地域に根ざしたつどいの場で介護予防に資する活動を実施する。

高齢者の生きがいづくりや介護予防を促進し、自立した生活を助長するとともに社会参加につなげることを目的とし、高齢者が互いに支え合う地域づくりを目指す。

## 実施団体

以下の要件を満たす地域のNPO法人及び地域団体等に委託

- (1) 地域において福祉事業や地域活動の実績があること
- (2) 概ね1小学校区を対象に活動すること

## 利用者参加 申し込み

高齢者がお住まいの近くのあんしんすこやかセンター  
(登録制)

平成29年8月現在 約100ヶ所で実施中



## エビデンスに基づく介護予防の実施

### 専門職を派遣し効果の高い介護予防強化メニューの設定

・介護予防講座（運動・栄養・口腔・薬など）

・体力測定の実施（フレイルチェック項目の活用）⇒効果検証への協力

・体操、脳トレーニング、口腔体操

・介護予防手帳やICTの活用

現行メニュー

日常動作訓練

趣味活動

給食

等

専門職団体からの派遣の仕組みを構築

(参考)フレイルチェック  
65歳に対して、特定健診とともに、フレイル予防のための質問紙や握力、立ち上がりなどの測定を行う。

## 地域性を生かした取り組みを推進

- ◆地域拠点型の介護予防事業として、地域福祉センター等、小学校区毎に1ヶ所実施（目標）

地域交流



異世代交流



日頃からのつながり

地域に根ざした活動を展開

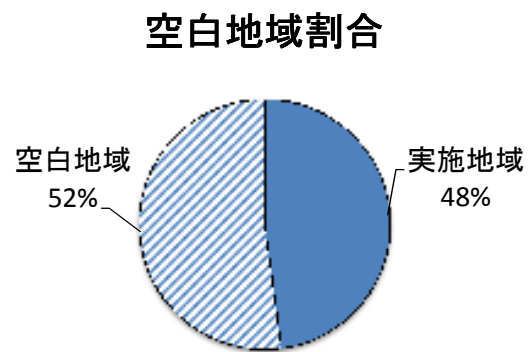
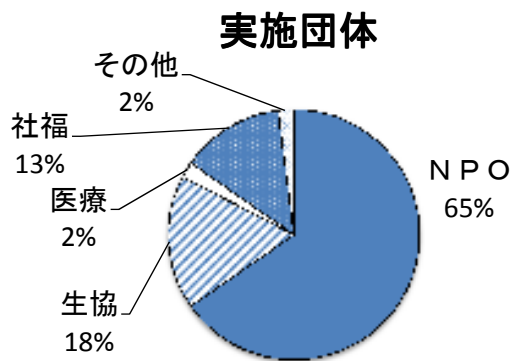


（目標）

79地域⇒全小学校165ヶ所を目指す



## 実施状況



**空白地域率**

